

特別養護老人ホーム くりや苑 重要事項説明書

(短期入所・介護予防短期入所生活介護)

介護福祉事業所サービスを提供するにあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。(令和7年8月1日現在)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 栗屋福祉会
主たる事業所の所在地	周南市大字栗屋792番地の1
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 石川 喜隆
電話番号	0834-25-2800

2. 事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム くりや苑 定員 10名 (1ユニット10名×1ユニット)
事業所の所在地	周南市大字栗屋792番地の1
都道府県知事指定番号	山口県 3571501224号
管理者の氏名	植村 陽子
生活相談員	植村 陽子 ・ 秋本 萌
電話番号	0834-25-2800
FAX番号	0834-25-2840
ホームページ	https://www.kuriyaen.jp

3. 利用事業所が併せて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成25年7月1日	山口県 3571501224号	90名
居宅介護支援事業	平成25年7月1日	山口県 3571501232号	

4. 事業の目的

事業の目的	利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。
事業の運営方針	利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

5. 職員の職種、員数及び職務内容

従事者の職種	職員の員数	職務の内容
管理者	1名	事業所の業務を統括する。
医師	1名以上	利用者の健康管理及び診療に関すること。
介護支援専門員	1名以上	利用者の介護計画の作成に関すること。
生活相談員	1名以上	利用者の生活相談、面接、身上調査、利用者処遇の企画及び実施に関すること。
介護職員	34名以上	利用者の日常生活の介護、援助に関すること。
看護職員	3名以上	利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に関すること。
管理栄養士	1名以上	給食の管理及び栄養指導に関すること。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能回復訓練に関すること。
事務員	4名以上	庶務及び会計業務に関すること。
調理員	5名以上	(委託調理員)給食業務に従事すること。

※人員配置Ⅰ型（利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で3対1以上）、夜勤条件基準型（夜勤職員6名）とします。また、日中についてはユニット毎に1名以上、夜間については2ユニット毎に1名以上を配置します。

6. 職員の順守事項

秘密保持	当事業所およびその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、当事業所は、短期入所・介護予防短期入所生活介護利用契約書(兼個人情報利用同意書)の個人情報利用同意に従って(個人情報の利用)第18条に定める条件で必要最小限の範囲で個人情報を利用します。
------	---

7. サービスの内容

サービスの種類	内 容
短期入所生活介護計画の作成	利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、ご利用期間が4日以上連続する場合は「介護(予防)サービス計画」に沿って、「介護(予防)短期入所生活介護計画」を作成します。
食 事	食事時間 朝 食 8 : 0 0 ~ 9 : 3 0 昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0 夕 食 1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0
送 迎	送迎を行なう通常の実施地域は、概ね片道30分以内とします。送迎時間は平日の9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 及び土曜日の9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 とし、日曜日及び年末年始の送迎は行いません。送迎時間は利用者と当事業所双方で話し合いの上決定します。
入 浴	原則として、週に2回入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。
介 護	サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

	食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症状へのケア等。
機能訓練	集団で行う生活リハビリには随時ご参加いただけます。個別機能訓練については、ケアプランの中から当事業所にて可能な範囲のものを行います。
レクリエーション	季節ごとの行事にご参加いただけます。
健康管理	サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。
生活相談	事業所での生活上の様々なご相談に応じさせていただきます。
理容・美容サービス	利用者の希望により、実費負担の上、専門業者が月1回各々のサービスを実施しております。

8. 利用料金

- (1) サービスの利用料として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額(当月分)を請求書に明細を付して翌月10日までに利用者に発送します。
- (2) 当月分の利用料を翌月の口座引落日(毎月26日)に自動引落の方法により、お支払い頂きます。なお、自動引落の手続きが終了するまでは、当事業所の指定口座へのお振込の方法により、お支払い頂きます。利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- (3) 費用額の変更に関しては介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づきます。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員(ケア・マネージャー)へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の3ヶ月先までご予約頂けます(例: 6月1日から9月分の受付が開始されます)。また、契約締結にあたってのご説明はご来苑・訪問時での説明とし、ご相談も承っております。

(2) サービス利用契約の終了

利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できますが、利用期間中は緊急の場合を除いて3日前に申し出るにより、退所することができます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ① 利用者が介護保険事業所に入所した場合
- ② 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(4) その他

以下の場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができます。

- ① 利用者が、サービス利用料金の支払を2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
- ② やむを得ない事情により事業所を閉鎖もしくは縮小する場合
- ③ 利用者や家族などが当事業所および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を

行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

1 0. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 当事業所敷地内は禁煙です。
- ② 多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。
- ③ 医療機関への受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ④ 外出等
 - ・外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出いただきます。
 - ・外出等の際の付き添い、送迎は家族でお願いします。
- ⑤ ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

1 1. 緊急時等の対応

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先として登録されている家族の方に速やかに連絡いたします。

1 2. 非常災害対策

当事業所は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに 非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

1 3. 虐待の防止について

- (1) 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

1 4. その他の運営についての重要事項

- (1) 身体的拘束等

当事業所は、利用者の身体的拘束は、可能な限り、行なわない方針です。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等を行うことがあります。
- (2) 利用資格

事業所の利用資格は、要介護認定にて要介護または要支援と認定され、本事業所の利用を希望する方であって、入院治療等を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入居できる利用者としています。

1 5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には速やかに家族、県、市町村等の関係機関に連絡を行うと共に必要な措置を取らせていただきます。

16. サービス内容に関する相談・苦情

利用者相談・苦情担当 担当 植村 陽子

0834-25-2800

当事業所以外の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

○周南市役所高齢者支援課(周南市岐山通1丁目1番地) 0834-22-8467

○下松市役所長寿社会課(下松市大手町3-3-3) 0833-45-1831

○山口県国民健康保険団体連合会(山口市朝田1980-7) 083-995-1010

○山口県福祉サービス運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決委員会)

(山口市大手町9-6 ゆ~あいプラザ山口県社会福祉会館2F)

083-924-2837

○上記以外にお住まいの方は、最寄りの市役所の担当課にご連絡ください。

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人栗屋福祉会
所在地 周南市大字栗屋 792 番の 1
事業所名 特別養護老人ホームくりや苑

代表者名 理事長 石川喜隆 印

説明者名 印

私は、契約書および本書面により、事業所から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名 _____ 印 _____

身元引受人 住 所
(利用者家族代表) (利用者本人との関係)

氏 名 _____ 印 _____